

## 箕面市訓令第三十一号

### 序中一般

箕面市所有者不明猫不妊等手術助成金交付要綱を次のように定める。

平成二十九年四月三日

箕面市長 倉田哲郎

箕面市所有者不明猫不妊等手術助成金交付要綱

#### (目的)

第一条 この要綱は、箕面市所有者不明猫不妊等手術助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより所有者不明の猫への不妊等手術の実施の促進を図り、所有者不明の猫の増加の抑制及び近隣住民の迷惑又は被害の防止に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 所有者不明猫 市内に生息する所有者及び飼い主が不明の猫をいう。
  - 二 不妊等手術 動物病院（箕面市獣医師会の会員である者が開業している動物病院を除く。第三条第四号において同じ。）が、所有者不明猫に対して行う不妊手術（卵巣又は卵巣及び子宮の摘出をいう。）又は去勢手術（精巣の摘出をいう。）をいう。
  - 三 動物愛護団体 動物の愛護を目的として設立された公益法人であつて、不妊等手術を実施した者に対し助成制度を実施するものをいう。（助成金の交付の対象者）
- 第三条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。
- 一 箕面市内に居住していること。

二 支援団体（箕面市所有者不明猫の不妊等手術事業実施要綱（平成二十三年箕面市訓令第四十五号）第二条第四号に規定する支援団体をいう。）の構成員であること。

三 動物愛護団体の会員であつて、かつ、その年会費を支払っていること。

四 動物病院で自己の負担において不妊等手術を実施していること。

#### （助成金の額）

第四条 助成金の額は、年度内において一回に限り、五千円を限度として、前条第三号の年会費（当該年度内に支払われたものに限る。）に相当する額を交付する。

#### （助成金の交付の申請）

第五条 助成金の交付を受けようとする者は、箕面市所有者不明猫不妊等手術助成金交付申請書（様式第一号）に第三条第三号及び第四号の要件に該当することを証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

#### （助成金の交付の決定）

第六条 市長は、前条の申請を受けた場合において、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、助成金の交付を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、箕面市所有者不明猫不妊等手術助成金交付決定通知書（様式第二号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

#### （助成金の請求等）

第七条 前条第二項の通知を受けた者は、箕面市所有者不明猫不妊等手術助成金交付請求書（様式第三号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに、助成金を交付するも

のとする。

(助成金の返還)

第七条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、当該助成金の交付を受けた者に対し、助成金の額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。